

プロ向けのベンチャー・ファンドへ 出資可能な投資家に関する規制の緩和

福岡市・北九州市
初認定：令和7年3月7日

- 「国家戦略特別区域特例ファンド資産運用等事業」金融庁関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令（令和6年11月18日施行）

規制改革の内容

特例措置前

プロ向けファンドの販売・運用を届出のみで可能とする特例の対象となる投資家について、ベンチャー・ファンドはその範囲が拡大されている一方、当該拡大の対象となる投資家の出資額は出資総額の**1/2未満**に制限されている。

特例措置

区域内に主たる営業所又は事務所を有する事業者が区域内で行うプロ向けのベンチャー・ファンドの販売等において、

- ① M&A・IPO等の実務経験のある者
- ② 認定経営革新等支援機関
- ③ これらの資産管理会社等

について、**出資総額の1/2未満の制限を適用除外**

効果

- ベンチャー・ファンドに出資する投資家の裾野拡大
- 「個人」がスタートアップを支援する機運を醸成
⇒スタートアップへの**投資機会、成長資金**の供給の拡充

規制改革の概要

通常

出資制限のない投資家
(証券会社等)



出資額の制限なし

① M&A・IPO等の実務経験のある者、② 認定経営革新等支援機関、③ これらの資産管理会社等



出資総額の1/2未満に制限

プロ向けのベンチャー・ファンド

特例措置

出資制限のない投資家
(証券会社等)



出資額の制限なし

① M&A・IPO等の実務経験のある者、② 認定経営革新等支援機関、③ これらの資産管理会社等



投資家の裾野拡大 (投資機会の拡充)

出資額の制限なし

プロ向けのベンチャー・ファンド

成長資金の供給の拡充